

## 令和7年度 岩沼市ふるさと納税等支援業務 公募型プロポーザル実施要領

「令和7年度 岩沼市ふるさと納税等支援業務」(以下「本業務」という。)は、ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注、配送管理、返礼品提供事業者及び返礼品の募集開発等を委託することにより、業務の効率化及びふるさと納税寄附受付サイト(以下「寄附受付サイト」という。)の効果的な運用を行う等、ふるさと納税制度を活用した、岩沼市(以下「本市」という。)の魅力発信、地場産品の販路拡大等による地域活性化並びに寄附額の更なる増加を図ることを目的に、本業務を実施する者を受注候補者として選定するため、公募型プロポーザルを実施するものとする。

### 1 業務概要

- (1) 業務名称 令和7年度 岩沼市ふるさと納税等支援業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年度 岩沼市ふるさと納税等支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 準備期間 契約締結日の翌平日から令和8年3月31日まで

※準備期間に関して委託料は発生しないものとする。なお、履行期間満了に伴う業務引継ぎについても同様とする。

### 2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 国内に本店を有する法人
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない、若しくは本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 次に該当する者がいないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体又はその構成員

(7) 国税及び地方税（本市課税分に限る。）に滞納がないこと。

### 3 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 8 年 1 月 14 日（水）  
(2) 質問受付期限 令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 4 時まで  
(3) 質問回答 令和 8 年 1 月 23 日（金）まで  
(4) 応募書類の提出期限 令和 8 年 1 月 27 日（火）午後 4 時まで  
(5) 提案資格確認・結果通知 令和 8 年 1 月 29 日（木）まで  
(6) 提案書類の提出期限 令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 4 時まで  
(7) 書類選考・結果通知 令和 8 年 2 月 10 日（火）まで  
※応募者が 3 者を上回る場合のみ  
(8) 審査委員会開催 令和 8 年 2 月 13 日（金）  
※プレゼンテーション、ヒアリング及び受注候補者の選定  
(9) 審査結果通知 令和 8 年 2 月中旬  
(10) 見積徴取会 令和 8 年 2 月中旬～下旬  
(11) 契約締結・準備期間 令和 8 年 2 月下旬～令和 8 年 3 月 31 日（火）  
(12) 履行開始 令和 8 年 4 月 1 日（水）  
※寄附受付サイトの運用については、仕様書の「4 前提条件」の(2)に基づき、4 月 1 日から順次開始するものとする。

### 4 応募書類の提出

#### (1) 提出書類

- ① 応募者は、次に掲げる書類を事務局に提出すること。
- ② 用紙サイズは A4 判で提出すること。
- ③ 期日までに応募書類が整わない場合は失格とする。

書類名	部数
応募申込書（様式 1）	原本 1 部
事業者の概要等（任意様式） ※法人の概要が分かるパンフレット等	8 部
法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）	原本 1 部

国税の納税証明 (その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書(法人用))	原本1部
市税の納税証明書 (本市に納税義務のあるものに限る)	原本1部
暴力団の排除に関する誓約書(様式2)	原本1部

(2) 受付期間

令和8年1月14日(水)から1月27日(火)まで(事務局必着)  
(土曜日、日曜日、祝日除く、午前9時から午後4時まで)

(3) 提出方法

- ① 応募者は、応募書類を受付期間内に事務局(宮城県岩沼市桜一丁目6番20号 岩沼市政策部市長公室ふるさと応援係(岩沼市役所5階))まで直接又は郵送により提出すること。
- ② 直接提出する場合は、あらかじめ来庁日時を電話連絡すること。
- ③ 郵送で提出する場合は、書留郵便によるものとする。

(4) 審査結果の通知

参加申込のあった者について資格確認を行い、令和8年1月29日(木)までに審査結果を応募申込書(様式1)に記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(5) 留意事項

- ① 応募のために要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。
- ③ 提出された応募書類について情報公開請求があった場合は、岩沼市情報公開条例(平成10年条例第1号)の規定に基づき、個人情報及び当該応募者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある情報を除き、開示するものとする。

## 5 質問・回答

(1) 受付期間

令和8年1月14日(水)から1月21日(水)まで  
(土曜日、日曜日、祝日除く、午前9時から午後4時まで)

(2) 受付方法

本公募の内容に関して質問がある場合は、受付期間内に質問書(様式3)を電子メールで事務局に提出すること。

(3) 回答方法

質問への回答は、公表することにより質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和8年1月23日(金)までに本市ウェブサイトに公表する。

## 6 提案書類の提出

### (1) 提出書類

- ① 資格確認を通過した応募者は、次に掲げる書類を事務局に提出すること。
- ② 用紙サイズはA4判で提出すること。
- ③ 期日までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

書類名	部数
<p>企画提案書（様式4を表紙とする。）</p> <p>・本編は任意様式とするが、A4判両面印刷、30ページ以内を目安として作成の上、ページ番号を付記すること。また、別紙「評価基準」の評価項目の順に沿ったページ構成とすること。</p> <p>【別紙「評価基準」の評価項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 寄附金額最大化に向けた戦略・各種施策</li> <li>2. 組織体制等</li> <li>3. 返礼品提供事業者のサポート</li> <li>4. 寄附者対応</li> <li>5. その他</li> </ul>	<p>原本1部 写し7部</p>
<p>見積書（任意様式）</p> <p>・見積作成時に参考とする寄附件数、寄附金額、その他詳細については次のとおりとする。（①～③はR8.1.14時点の想定）</p> <p>①寄附件数：86,000件</p> <p>②寄附金額：2,000,000,000円</p> <p>③ワンストップ特例申請希望件数：43,000件</p> <p>④見積項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 基本業務委託料：寄附金額に対する割合（%）</li> <li>ii) 寄附金受領証明書等の作成及び発送業務委託料</li> </ul> <p>※返礼品代金（配送費含む）、寄附受付サイト利用料、クレジットカード等決済手数料については、今回の見積項目に含まない。</p> <p>※現行の郵便料金で見積もること。</p> <p>iii) その他の経費</p> <p>※寄附管理システム使用料、商品撮影に要する経費など、仕様書の内容を満たすための経費が個別に発生する場合には記入すること。)</p> <p>⑤見積限度額：177,000,000円（予算案）</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。</li> <li>・④見積項目について、平成31年総務省告示第179号の第2条第2号に規定する「寄附金の募集に要する費用」の金額が分かるように提示すること。</li> </ul>	<p>原本1部 写し7部</p>

(2) 受付期間

令和8年1月29日（木）から2月6日（金）まで（事務局必着）

（土曜日、日曜日、祝日除く、午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

① 応募者は、提案書類を受付期間内に事務局（宮城県岩沼市桜一丁目6番20号 岩沼市政策部市長公室ふるさと応援係（岩沼市役所5階））まで直接又は郵送により提出すること。

② 直接提出する場合は、あらかじめ来庁日時を電話連絡すること。

③ 郵送で提出する場合は、書留郵便によるものとする。

(4) 留意事項

① 企画提案のために要する一切の費用は、応募者の負担とする。

② 見積限度額は、予定価格を示すものではない。今後成立する予算に応じて、事業内容の変更等を行う場合がある。

③ 今後、寄附受付サイトを追加した場合についても、同一業務委託料（単価）であること。（寄附受付サイトごとに業務委託料（単価）を変えないこと。）

④ 提案書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。

⑤ 提出された提案書類について情報公開請求があった場合は、岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、個人情報及び当該応募者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある情報を除き、開示するものとする。

## 7 審査方法等

審査については、岩沼市ふるさと納税等支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書類を提出した者の中から、提案書類の内容並びに企画提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を総合的に勘案した上で、別紙「評価基準」に基づき、審査委員会が審査し、受注候補者を選定する。なお、応募者が1者の場合においてもプレゼンテーション等は実施する。

(1) プrezentation等の実施時期

令和8年2月13日（金）

(2) 審査の実施に関する留意事項

① プrezentation等の実施日時、場所、実施にあたっての留意事項等は、応募者の担当者連絡先に、書面により通知する。

② 応募者が3者を上回る場合は、審査委員会が別紙「評価基準」に基づき提案書類による書類選考を行い、プレゼンテーション等の対象となる応募者を選定する。なお、当該選定結果については、2月10日（火）までに企画提案書（様式4）に記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。

### (3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、プレゼンテーション等を実施した応募者に対して、令和8年2月中旬に書面により通知するとともに、本市ウェブサイトに掲載する。なお、審査結果に関する一切について、質問、説明請求、及び異議申立て等は受け付けない。

## 8 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格（選定対象から除外）とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- ③ 本要領のほか、各種様式、仕様書（以下、これらを総称して「公募要領等」という。）に定める手続きを遵守しない場合
- ④ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ⑤ 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ⑥ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑧ プrezentation等を遅刻又は欠席した場合（応募者の責めに帰すことができない特段の事情がある場合はこの限りではない）

## 9 応募者の資格要件確認基準日

応募者の資格要件確認基準日は、応募書類の提出時点とする。

## 10 留意事項

### (1) 公募要領等に修正があった場合の対応

公募要領等に修正があった場合は、速やかに本市ウェブサイトに公表する。

### (2) 公募の中止等

市長が必要と認めた場合は、本公募を中止、延期又は取り消すことができる。

### (3) 著作権

本市が示した公募要領等の著作権は本市に帰属し、応募者が提出した書類の著作権は応募者に帰属する。本市が必要性を認めたときは、本市は応募者が提出した書類の全部又は一部（公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとする。

なお、本市は、応募者が提出した書類は返却しない。

### (4) 情報公開

本業務は、岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供については、適宜、本市ウェブサイト等を通じて行う。

### (5) その他

その他の留意事項は、以下のとおりである。

- ① 本公募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、

本市から要請された事項についてはこの限りでない。

- ③ 提出された書類は、必要な範囲において複製することがある。
- ④ 提出された書類に、著作権、特許権等の日本国内の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとする。
- ⑤ 本要領に定めのない事項に疑惑が生じた場合は、協議により定める。
- ⑥ 本業務で行われる審査は、提案内容に関して、法令等に基づく許認可等を審査するものではなく、許認可等を保証するものでもない。提案を実現するために必要な手続等は、事業者自らの責任と負担により実施すること。

## 11 契約の締結等

- (1) 審査委員会の審査により選定された受注候補者を対象とした見積徴取会を実施し、その後、契約を締結する。なお、その価格は、「6 提案書類の提出」の「(1) 提出書類」に記載の見積限度額を上限額とする。
- (2) 次に掲げる項目に該当する場合は、次点者が受注候補者となる。
  - ① 契約が不調となった場合
  - ② 受注候補者が本契約を辞退した場合
  - ③ 受注候補者が企画提案した内容を履行できないことが判明した場合
  - ④ その他の理由により契約締結が困難となった場合
- (3) 提案のあった寄附受付サイトの運営事業者及び寄附金納付事務事業者との契約は、本市が直接行うものとする。

## 12 問合せ先

本公司の事務局、問合せ先は下記のとおりである。

岩沼市政策部市長公室ふるさと応援係（岩沼市役所5階）

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-23-0386

FAX：0223-24-0897

電子メール：furusato-nouzei@city.iwanuma.miyagi.jp

## I 提案内容の評価基準

提案内容の評価基準となる評価項目等は、下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1. 寄附金額最大化に向けた戦略・各種施策	①寄附額、寄附件数の目標設定と目標達成に向けた考え方、意気込み ②既存返礼品の強化を含む、返礼品の魅力を広く伝え、寄付額の増加につなげるための施策 (アクセス向上施策、リピーター施策、地域活性化と魅力発信、認知度向上の取組み、その他寄附額増加のための施策など) ③新規返礼品の開発に関する施策	40
2. 組織体制等	(1) 組織体制 ①業務実施に係る組織体制、人員配置、担当者の経験年数等 ②本市との連携体制 (2) 他自治体における業務実績・業務遂行能力	25
3. 返礼品提供事業者のサポート	①返礼品の発注・配送管理 ②返礼品提供事業者とのコミュニケーション ③ふるさと納税から発展させた販路拡大支援 ④その他事業者支援	15
4. 寄附者対応	①問合せ対応 ②寄附金受領証明書等の作成・発送対応 ③ワンストップ特例申請の受付・データ作成等	10
5. その他	①経費率に関する考え方 ②業務開始に向けたスケジュール ③その他（上記の評価項目以外での自社の強み・アピールポイントなど）	10

## II 提案内容の評価方法

提案内容の評価は、以下に従って行うものとする。

- (1) 評価項目ごとに評価内容に基づき評価を行い、下表に従い5段階のランクで評価し、得点化する。

なお、当該得点の合計が最低基準である60点未満の応募者は、失格とする。

ランク	提案内容の評価	得点化方法
A	非常に優れた提案内容である	配点×1.00
B	効果的な提案内容である	配点×0.80
C	提案内容が具体的で実現性がある	配点×0.60
D	提案内容が具体的だが実現性に課題がある	配点×0.40
E	提案はされているが具体性に欠ける	配点×0.20

- (2) (1)により得点化した点数の合算により、各委員において応募者を順位付けし、当該順位に基づき、1位は3点、2位は2点、3位は1点の評価点を配点する。

各委員がそれぞれ採点した評価点の合計が、最も高い提案をした応募者を受注候補者とし、次いで高い応募者を次点者として選定する。

なお、合計点が同じ応募者が2者以上ある場合は、以下のとおり順位を決定する。

- ① 評価項目「1. 寄附金額最大化に向けた戦略・各種施策」の得点が高い順に順位を決定する。
- ② ①の結果、同点の者が2者以上ある場合は、評価項目「2. 組織体制等」の得点が高い順に順位を決定する。
- ③ ②の結果、同点の者が2者以上ある場合は、抽選により順位を決定する。